

第65回定例会

# 伊方町議会会議録

NO. 1

令和3年6月21日 開会

伊方町議会

第65回伊方町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日	令和3年6月21日
招集の場所	伊方庁舎4階議場
開会（開議）	6月21日 10時00分宣告
出席議員	1番 田村 義孝 2番 加藤 智明 3番 高月 芳人 4番 木嶋 英幸 5番 末光 勝幸 7番 清家慎太郎 8番 福島 大朝 9番 菊池 隼人 10番 山本 吉昭 11番 中村 敏彦 12番 吉川 保吉 13番 阿部 吉馬 14番 小泉 和也
欠席議員	6番 竹内 一則
本会議に職務のため出席した者の氏名	事務局長 上田 時茂 書記 藤川 輝之 書記 篠川 俊一 書記 松澤 広明
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名	町 長 高門 清彦 副 町 長 濱松 一良 教 育 長 中井 雄治 監 査 委 員 岡田 包 総 務 課 長 橋本 泰彦 危 機 管 理 監 谷村 栄樹 総 合 政 策 課 長 菊池 嘉起 町 民 課 長 林 栄作 保 健 福 祉 課 長 中田 克也 農 林 水 産 課 長 菊池 暁彦 観 光 商 工 課 長 清水 浩二 建 設 課 長 寺谷 哲也 瀬 戸 支 所 長 田中 洋介 三 崎 支 所 長 清水 栄造 上 下 水 道 課 長 山藤 一也 会 計 管 理 者 谷口 誠 教育委員会事務局長 阿部 茂之
町長提出議案の項目	報告第1号 令和2年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書について 報告第2号 令和2年度伊方町国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書 について 報告第3号 令和2年度伊方町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算 書について 議案第50号 町長の専決処分事項報告について (令和3年度伊方町一般会計補正予算(第2号)) 議案等51号 伊方町手数料条例の一部を改正する条例制定について 議案第52号 伊方町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定につい て 議案第53号 伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定について 議案等54号 伊方町地域振興センター条例の一部を改正する条例制定につい て 議案第55号 伊方町二名津地区水路改修工事基金条例制定について 議案第56号 伊方町教育委員会組織条例制定について 議案第57号 令和3年度伊方町一般会計補正予算(第3号)
議員提出議案の項目	なし

委員会提出議案の項目	なし
その他	なし
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第 21 条）
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。（会議規則第 127 条）
	3 番 高月 芳人議員

## 伊方町議会第65回定例会議事日程（第1号）

令和3年6月21日(月)  
午前10時00分 開議

### 1 開会宣告

### 1 町長招集挨拶

### 1 議事日程報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告「例月現金出納検査結果報告」

第 4 一般質問

第 5 令和2年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書について（報告第1号）

第 6 令和2年度伊方町国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書について  
（報告第2号）

第 7 令和2年度伊方町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について  
（報告第3号）

第 8 町長の専決処分事項報告について  
（令和3年度伊方町一般会計補正予算（第2号））（議案第50号）

第 9 伊方町手数料条例の一部を改正する条例制定について（議案第51号）

第10 伊方町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について  
（議案第52号）

第11 伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定について（議案第53号）

第12 伊方町地域振興センター条例の一部を改正する条例制定について  
（議案第54号）

第13 伊方町二名津地区水路改修工事基金条例制定について（議案第55号）

第14 伊方町教育委員会組織条例制定について（議案第56号）

第15 令和3年度伊方町一般会計補正予算（第3号）（議案第57号）

### 1 散会宣告

## 開会宣告（10時00分）

○議長（小泉和也） おはようございます。これより、伊方町議会第65回定例会を開会いたします。欠席議員は、竹内一則議員1名であります。定足数に達しております。

よって、本会議は成立いたしました。

## 町長招集挨拶

○議長（小泉和也） 町長招集挨拶

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 皆さん、おはようございます。本日ここに伊方町議会第65回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙の中、ご出席を賜りまして、感謝を申し上げます次第でございます。また、日頃から町政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

まず最初に、新型コロナウイルスワクチン接種の予約につきましては、予約開始日から数日間、コールセンターが大変混雑をし、電話が繋がりにくい状態になり、町民の皆様には大変ご不便をおかけをいたしましたこと、また、ワクチン66回分を廃棄する事態が発生し、大変ご心配をおかけしましたことを、先ずもって議会並びに町民の皆様にお詫びを申し上げます次第でございます。

現在の、新型コロナウイルス感染症の状況でございますが、全国的には、緊急事態宣言下にあった10都道府県のうち沖縄県を除く、9都道府県の緊急事態宣言が解除をされ、その内、7都道府県が「まん延防止等重点措置」へと移行しているものの、愛媛県におきましては、6月1日から、警戒レベルを「感染対策期」から「感染警戒期」に切り替えており、県下全域に広がっていた感染リスクは今のところ抑えられつつあります。

しかしながら、全国的に変異株の感染拡大は収まっておらず、感染の持ち込み・持ち帰りのリスクは高い状況にあり、終息が見通せない状況であります。町におきましても、先週、3人目の感染者が発生し、一層の感染対策が求められております。

このような状況を踏まえ、県内市町一丸の取り組みとして、現在も、町民の皆様方に、三密回避行動や感染拡大地域との往来自粛をお願いをしているところでございまして、町民の皆様方の、ご理解、ご協力に対し改めて厚く御礼を申し上げます次第でございます。

このような中、現在、新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、来月末までには、65歳以上の高齢者の接種希望者全員の2回接種の完了に向けて、医療従事者の皆様のご協力をいただいております。今後、64歳以下の方の接種に向けても、全庁一丸となって取り組んでまいり所存でございます。

次に、今定例会で提案をいたします補正予算の主なものを申し上げます。1点目は、新型コロナ対策として、柑橘農家の繁忙期の労働力を県外等から確保するための「アルバイト確保等緊急支援事業」として、1,102万3千円を計上をいたしております。

2点目は、懸案の総合福祉センターの整備でございます。今回は、施設整備の基本設計や地質調査の経費として、2,610万9千円を計上いたしており、令和5年度中の開設に向けて取り組んでまいります。

3点目は、地域博物館の整備でございます。今回は、地域博物館基本計画の策定に伴い、調査・設計の委託経費を1,797万3千円増額をいたしており、令和4年度中の完成に向けて取り組んでまいります。

さて、今定例会に提案をいたします案件でございますが、

- ・報告案件が3件が
- ・町長の専決処分事項報告の補正予算が1件
- ・条例制定に関する議案が6件
- ・補正予算が1件
- ・工事請負契約の締結に関する議案が5件でございます。

いずれも、町政を進めるうえで、非常に重要な案件でございます。会期中よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いを申し上げ、招集の挨拶といたします。

どうぞ、よろしく願いをいたします。

### 議事日程報告

○議長（小泉和也） 議事日程報告を行います。本日の議事日程は、お手許に配布してあるとおりであります。それにしたがって、議事を進めてまいります。

これより、本日の会議を開きます。

### 会議録署名議員の指名

○議長（小泉和也） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、3番 高月芳人議員、4番 木嶋英幸議員を指名いたします。

### 会期の決定

○議長（小泉和也） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月25日までの5日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、5日間と決定いたしました。

## 諸般の報告

○議長（小泉和也） 日程第3「諸般の報告」を行います。お手許に配布してありますとおり、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査結果報告が出されておりますので、お目通しください。

以上で、諸般の報告を終わります。

## 一般質問

○議長（小泉和也） 日程第4「一般質問」お手許に配布の一般質問通告一覧のとおり、一般質問が出ておりますので、会議規則第61条の規定により、一般質問を許します。

受付順により、木嶋英幸議員、田村義孝議員、加藤智明議員の順にお願いいたします。

一般質問は、大綱ごとに、質問とそれに対する答弁をお願いいたします。

なお、再質問の回数は会議規則第55条を引用し一つの大綱につき、2回以内と定めます。

初めに、木嶋英幸議員一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（小泉和也） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） マスクをのけて、質問させていただきます。改選後、初めての定例会であります。心新たに今後も議会に取り組む所存でありますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、本題に入りますが、世界中を震撼させているコロナゆえ、日々刻々と変化しております。重複したり、すでに取り組んでいることもあるかと思いますが、提出後1ヶ月以上経っておりますので、確認の意味を兼ねて、質問させていただきたいと思っております。

大綱「コロナ対策について」質問いたします。新型コロナワクチン接種の予約受付が5月17日に開催されました。予約方法はコールセンターのみで、そのうえ、わずか2人だけの受付でスタートし慌てて増員をする。余りにも危機感がなさすぎるのではないのでしょうか。案の定、全くと言っていいほど繋がらない状況だったようであります。聞くところによると1日に何十回もかけても繋がらない。何日もチャレンジした人がいると聞いております。1日でも早く予約をとりたい、接種したい気持ちは、皆同じだと思います。先に、取り組んだ、全国の市町でも同様な現象が起きており、これは想定内だったのではないのでしょうか。それであれば、伊方町として独自の方法を考えられなかったのか。高齢者の方も安心して暮らせる住民サービスをやらなければならないと思っておりますが、よそも同じだから仕方ない、我慢してくれではいけないのではないのでしょうか。町長はどのようにお考えか、お尋ねします。また、6月4日からWEB受付も始めていると聞きましたが、今の状況も改めてお尋ねします。旧3町に分けるとか、高齢者から年齢別の受付をするなど、全国の市町村の事例を収集し、伊方町に導入できる案件はなかったのか。いろんな角度から検討をしたけど無理と判断したのであれば、その理由もお尋ねします。よろしく申し上げます。

○議長（小泉和也） 只今の木嶋議員の一般質問、大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 木嶋議員の大綱1「コロナ対策について」のご質問にお答えをいたします。

ワクチン接種につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の切り札として、医療従事者の皆様のご協力をいただき、7月末までに65歳以上の高齢者の接種希望者全員に2回接種を完了する予定で、現在接種を行っているところでございます。

議員ご質問の予約方法について、町独自の手法や全国の事例を収集し、伊方町に導入できる案件の検討についてでございますが、庁内関係職員で組織をするプロジェクトチームにおきまして、先行する自治体の事例を参考に、年齢区分ごとの受付等について検討をいたしました。伊方町は65歳以上一斉接種で医療機関と調整のうえ、高齢者への周知が完了をしていたことから、途中での変更は、様々な面で混乱を招く恐れがあること、地域別等を採用した他の自治体を見ても、不公平感や不満は払拭できない。県外に設置をされているコールセンターに加え、町職員による受付を行った場合に、二重登録の危険性が回避できないこと等を勘案し、5月17日からの受付は、接種開始日の5月31日から1週間ごとに区切ったうえで、それぞれの週の接種希望日に応じて、2週間前から段階的に受付することといたしました。

しかしながら、予想以上に混雑をいたしましたことから、医療機関に最大限のご協力をいただき、予約を受付枠の拡大を図るとともに、電話回線の増設、予約対応人数の増員につきましては、予約開始前から契約者と協議をいたしておりましたが、早急に人員の確保、研修等に努め、翌週の24日から、予約受付対応人数を増員することとし、希望する全高齢者の接種予約を7月9日までに完了し、7月末までに2回の接種を終えることができるよう予約方法を変更いたしましたところでございます。

また、本町の現在の予約及び接種状況につきましては、6月20日現在で、すでに接種済みの高齢者施設入所者、202人と町外接種予定者91人を除く、高齢者3,901人に対し、3,391の方が予約をされ、予約率は86.9%となっており、高齢者施設入所者とその従業員等を含めた接種済みの方は、1回目が1,753人で、2回目が278人と、順調に進んでいることから、7月末までに高齢者の希望者全員に接種できる見込みとなっております。

なお、今後の、64歳以下の方のワクチン接種につきましては、ワクチンが順調に供給されることが前提ではありますが、対象者は4,145人で、6月25日から年齢区分ごとに段階的に接種券を発送する計画といたしております。予約は、6月28日から順次インターネット予約を中心に、コールセンターでも受付、接種は高齢者と同じく個別接種と集団接種の併用とし、7月12日から実施する計画で、当該年齢層が概ね生産年齢人口に当たることから、日曜日に集団接種を伊方町生涯学習センターと三崎保健福祉センターで行う予定にいたしており、希望者全員に、秋ごろの1日でも早い時期に接種完了を目指して準備を進めているところでございます。また、基礎疾患のある方には優先的に接種をすることといたしており、すでにホームページで告知し、防災行政無線で放送をしているほか、6月25日発送予定の町広報誌への折り込みチラシによる周知等を行うとともに、申し出て



いただく申請書につきましては、ホームページからダウンロードできるようにしており、役場本庁、保健センター、各支所の窓口も設置をしているところであります。

引き続き、冒頭の挨拶で申し上げました、接種予約などで町民の皆様にご不便、ご心配をおかけをしたことを教訓に、医療従事者の皆様のご協力を得ながら接種体制を整備し、希望する町民の皆さんが、安心安全に接種を終えることができるよう、全庁挙げて取り組んでまいりますので、ご理解ご協力をお願いをいたします。

以上、木嶋議員の大綱1に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再質問を許します。木嶋議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（小泉和也） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 町長の答弁にもあったように、かなり最初からしたら進んでいるので、少しは安心しましたが、集団接種会場までの移動が困難な高齢者について、地域巡回バスの他無料送迎バスを運行していると、お聞きしました。またこれはすごくありがたいことではありますが、なぜ集団会場は、無料送迎バスを運行するのに個別接種の人は、自己負担なのか。再確認も兼ねてお聞きしますが、住民サービスはできるだけ平等にやるべきだと思います。やむを得ず住んでいる場所や、個別接種を希望される方にも何らかの助成はできなかったのか。また動きづらい在宅者への対応はどう考えておられるのかもお尋ねします。これはマイク放送でも、今していただいているように、その点も大分解消していると思いますが、質問の際に、申し上げたように確認も兼ねて、もう一度お願いします。

○議長（小泉和也） 只今の木嶋議員の大綱1再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○副町長（濱松一良） 議長

○議長（小泉和也） 副町長

○副町長（濱松一良） 木嶋議員のご質問にお答えをいたします。このワクチンの接種につきましては、希望者が安心して接種を受けられるかかりつけ医による個別接種というのが望ましいわけですが、県下でも、医師等の医療従事者が少ない本庁では、限られた医療従事者の協力を得て、効率的に接種を進めるために、集団接種が不可欠であったわけでございます。集団接種の会場まで、これはなかなか交通手段の確保ができない。ということで、巡回バスの他、無料送迎バス2台を運行することとしたものでございます。ただし役場内部におきましては、集団接種、個別接種に関わらず、事情によりどうしても交通手段確保できない。こういった方につきましては、・・・で個別に職員による送迎や介護タクシーによる送迎の対応をするという申し合わせをしておったわけでございますけれども、この点を町民の方々に広く知らせることが必要であるというような観点からですね。この内部の申し合わせに留めるのではなく、防災行政無線で、事情により、交通手段が確保できない。お困りの方は、役場、総務課までご相談ください。というような放送を行いまして、広く周知をすることといたしました。その結果、6月の18日現在で、41件。問い合わせがありました。本

人、家族が対応できるという3件の方を除きます対応といたしましては、巡回バス2件、送迎バス18件、介護タクシー2件、タクシー1件、職員対応15件というふうに、それぞれ個別に対応をすることといたしております。以上でございます。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再々質問を許します。木嶋議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（小泉和也） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） はい。ありがとうございます。かなり進んでいるようでホッとしておりますが、現時点で何人くらい接種されて、予約を受付完了されている方は何割ぐらいいるのか。先ほど町長から、少しお答えいただきましたけど、またこれも再確認です。また、一人暮らしの高齢者で、予約ができていないとか、仕方がわからない人もいると思われそうですが、そのような方達への今後の対応はどう考えておられますか。高齢者用のワクチン全員分の確保はできているか。いつごろまでに接種完了予定かも。大方で、見通しをお尋ねします。それと、65歳未満の、人達への対応は、現時点でどのような計画をされてるのかも、もう一度詳しく教えてください。

初めてとはいえ、接種期間、接種開始から10日足らずの間に、温度管理、希釈ミスによる、廃棄処分を2度もやってしまうという完全に人的ミスで、住民はかなり不安を募らせております。人のやることなので、100%ミスなしとは言いませんが、余りにも危機管理不足ではないですか。どういった指導をされているのか、お尋ねしますと同時に、こういった初歩的ミスが、今後ないことを願っております。今回も、特に今までないくらい住民からの苦情や問い合わせがありました。現状把握ができてない。それゆえに、返答や説明ができず、その都度、役場に問い合わせをしました。当たり前ですが、議員は、住民と役場のかけ橋でなければならないと私は思っております。そんな観点からも質問というよりお願いになるかもしれませんが、コロナに限らず、今後、すぐに対応が難しいことや課長会等で検討したことが、住民にも説明があるような案件は、随時議員にも報告していただけるようなシステムを作っていただけないでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（小泉和也） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） はい。

○議長（小泉和也） 大綱1の、質問の内容からあまりずれないように、今後お願いをいたします。

只今の木嶋議員の大綱1再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○副町長（濱松一良） 議長

○議長（小泉和也） 副町長

○副町長（濱松一良） 65歳以上の高齢者の予約及び接種状況、繰り返しになりますけれども、申し上げます。6月20日現在で、すでに接種済みが高齢者に高齢者施設入所者、202人と町外接種予定者91人除きます。高齢者3,901人に対しまして、3,391人。予約がありまして、予約率は86.9%となっております。また、高齢者施設入所者とその従業員等を含めた、接種済みの方は、1回目が1,753人。2回目が278人と。なっております。一人暮らしの高齢者の方への今後の対応でござい

ますけれども、まだ予約接種ができてないという方につきましてはですね。保健指導医等による個別の呼びかけを強化することによりまして、1人でも多くの接種希望者に接種が受けられるよう、そういうふうな取り組みを予定をしております。ワクチンの確保の状況でございますが、もう、これは国からのワクチンのストック状況、こういったものが、国からのワクチン供給というものによりまして、現在はですね。6月中に、8箱が確保できる見込みであり、7月中に、あと2箱の供給がされる見込みでございます。一枠に145本のカプセルが入っておりまして、一本に6人6回分が取れますので、一箱1,170回分、計10箱で1万1,700回分の確保の見込みが立っているところでございます。接種完了の時期につきましては、7月末、高齢者につきましては、7月末の接種完了ということが、できるんじゃないかというような見込みでおります。65歳未満の方の接種、そういうことにつきましてはですね。対象者が4,145人。6月15日から、年齢区分ごとに、段階的に接種券を発送いたしまして、6月25日から年齢区分ごとに段階的に接種券を発送いたしまして、6月28日から順次、予約を受付ることとしております。個別接種が7月の12日からスタートいたしまして、日曜日に予定しております。集団接種につきましては、18日スタートの予定でございます。

ワクチンの廃棄の関係でございますが、これは、66回分廃棄ということになりました。この点につきましてはですね、医療関係者、町の機関を含めてでございますが、ワクチンは瀬戸診療所、それから保健センターに、超低温冷凍庫がございますので、そういったものの管理にそれから、こういうふうな案件が起こった場合、事前にも、医療機関に注意喚起は申し上げておりますけれども、再度医療機関に注意喚起を行っているところでございます。以上でございます。

○議長（小泉和也） 以上で、木嶋議員の、町長

○町長（高門清彦） はい。追加でございますけれども、先ほど副町長から答弁ございましたが、66回の廃棄の関係で、完全に人的ミスというふうなご発言があったと思います。この件につきましては、人的ミスなのか、機器の不具合なのか、これははっきりしておりませんので、一生懸命。医療従事者が対応していただいております。その方の名誉のためにも、これは、原因ははっきりしていない。ということをお願いさせていただきます。以上です。

○議長（小泉和也） 以上で、木嶋議員の一般質問を終わります。

続いて、田村義孝議員、一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（小泉和也） 田村議員

○議員（田村義孝） マスクを外して、しゃべらせていただきます。このたびの選挙で、初当選させていただきました田村義孝でございます。町民の皆様のお声を町政に届けてまいりますので、どうかよろしくお願いをいたします。それでは、一般質問通告に従い、質問させていただきます。

大綱1選挙の投票率低下の対策について、本年2021年、伊方町の議会議員選挙の投票率は、79.42%でした。2017年が83.56%。2013年が84.79%。2009年が90.29%。コロナウイルスの影響もあり、前回から4.1%の減少でした。投票率の低下の理由の一つとして、町民の皆さんの町政への関心が薄くなっているのではないかと危惧をいたしております。地方議員のなり手不足が問題

となっている中、今のところ、伊方町では、議会議員選挙では、無投票ということもなく、選挙が行われているのは、健全であると思います。選挙戦のさなか、投票の際の判断材料が少ないため投票に困るというお話を聞きました。

また、高齢化率が高まっていく中、地域によっては、体が不自由なため投票所まで行くのが大変という声も耳にしました。そこで、理事者に、お尋ねをいたします。投票率を高めるために有権者が望む情報を伝える。投票しやすい環境整備をする。この2点が大事と私は考えますが、町としては、投票率を高めるために、どのような施策を実施していますか。特にしてないのだとしたら、この投票率の低下を踏まえ、今後、どのような対策を施していきますか。以上、お尋ねいたします。

○議長（小泉和也） 只今の田村議員の一般質問、大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 田村議員の大綱1、選挙の投票率低下の対策についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘の通り、今回の町議会議員選挙の投票率は、前回選挙と比較して、4.14ポイント減少するなど、伊方町合併以来減少を続けている状況でございます。この投票率の減少は、全国的な傾向であり、愛媛県下全体の傾向でもございますが、県内自治体議員選挙の投票率を見ますと、合併以来、伊方町が最高の投票率でございましたが、前回と今回は3番目となっており、県内では、依然高い投票率を保っている状況ではあります。また、県内では、高齢化率の高い市町ほど投票率が高くなっている傾向が見受けられております。

さらに今回の町議会議員選挙の期日前の投票率は48.45%と約半数の方が期日前投票を実施しており、前回選挙より4.36%増加している状況でございます。

さて、議員ご質問の町として、投票率を高めるために実施している施策についてでございますが、投票率を高めるためには、投票に行きやすい環境体制を作ること、さらに投票への意識を高める取り組みが必要と考えております。

そこで現在の町の選挙執行状況及び取り組みの内容などを紹介をさせていただきます。まず、投票に行きやすい環境体制を作ることにつきましては、投票所は、ほぼ各地区に近い場所に配置をいたしており、33投票所の体制を維持いたしております。投票時間につきましては、町長、町議会議員選挙以外の選挙につきましては、伊方地域の大成、鳥津地区及び瀬戸、三崎地域の22投票所につきましては、1時間繰り上げて、19時までの投票としておりますが、町長、町議会議員選挙につきましては、全投票所の投票時間を20時までといたしております。さらに期日前投票所につきましては、法的には1ヶ所以上設けることとされていることから、町では、本庁、瀬戸支所、三崎支所及び町見出張所の、4ヶ所に設置をいたしており、4ヶ所すべて同じ投票日で、20時までの投票時間といたしております。

次に、投票への意識を高める取り組みにつきましては、18歳選挙権に移行された後の平成27年度から三崎高校におきまして、新しい選挙制度の周知を図る説明会を開催をいたしており、担当職員が訪問して、生徒に対して啓発を行っております。

他に町の選挙周知の取り組みといたしましては、広報いかた及び町ホームページへの掲載、防災行政無線による放送の実施、本庁支所及び出張所への懸垂幕の掲示などを実施いたしております。

以上のような取り組みを始め、選挙制度の周知など、町では可能な限りの対応を行っているところでございます。今後とも町では、町選挙管理委員会での議論を踏まえまして、投票者数の検討や将来への取り組み、さらに18歳選挙権などの制度改正にありますように、公職選挙法の動向などにも対応をして、啓発執行に積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、田村議員の大綱1に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再質問を許します。田村議員。大綱1の再質問はありますか。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（小泉和也） 田村議員

○議員（田村義孝） はい。今ほど、町長の方から説明をいただきましたように、各地にそれぞれ投票所の配置。時間等の優遇措置をとっていただいたりと。現時点で、大変配慮いただいとると思うんですが、私が、選挙期間中に、町民の皆様からお声をいただきましたのが、選挙の際の現職の議員さんであれば、今までどういうことをやってきたのか。新人議員さんであれば、どういうことをやりたいのか。そういうことを、知る方法はないものかというお声をいただいております。これにつきまして、私は、伊方町においては、公費とはなるのですが、選挙公報を導入してはどうかと思うんですが、町長の考えをお聞かせください。

○議長（小泉和也） 田村君。

○議員（田村義孝） はい。

○議長（小泉和也） 選挙方法という内容について理解できてないのではないかと思います。

○議員（田村義孝） はい。失礼しました。議長。

○議長（小泉和也） 田村議員

○議員（田村義孝） 私が言います選挙方法といいますのは、先ほど申しましたように、今まで現職の議員さん方がどういうことをやってきたか、また今後どのような、町政にしていきたいであるとか、新人議員であれば、こういうことを、取り組んで、伊方町のためにこのようにしたいというようなわかりやすく言えば、県知事選などに、新聞折り込みチラシを入れられているような、選挙公報のことを指しております。以上です。

○議長（小泉和也） 田村議員それは理事者側が答弁できることじゃないので、質問を変えてください。いいです。只今の田村議員の大綱1再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 田村議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。いわゆる選挙公報につきましては、県知事選挙、衆参議員選挙等々で。行って、おるところでございます。ただ町議会議員選挙はご案内の通り、町長選挙もそうですけれども選挙期間が5日間しかございません。立候補の受付をしまして、それから、選挙公報に載せる内容を皆さん方に、提出をしていただいて印刷をして、新聞折り込みでやって、おそらく届くのが週末木曜か金曜ぐらい。投票日直前になるだろうというふうに思います。今現在先ほど申しましたように、約半数の方が、事前の投票をすませておきまして、いただいております現状において、そういったやり方が可能なかどうか、効果があるのかどうかと、そういうことも含めて、また選挙管理委員会等々でご議論をいただいたらというふうに思っておりますし、議員の皆さん方の中でも、どのような方法がいいのかというのは、議論をされたら有難いなと思います。以上です。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再々質問を許します。田村議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（小泉和也） 田村議員

○議員（田村義孝） 重ねてお尋ねします。先ほど申し上げましたように、投票しやすい環境整備をするということが私は大切と考えます。というのは、集落でも、山間部の方から海岸の方まで、結構距離がありまして、海岸線の方に投票所がある場合に、やはり身体的に不自由な方は、投票所まで行きづらいというお声を耳にしております。障害者の方に対しては、現在でも郵便投票等が認められていると思うのですが、伊方町として、今後、我が町は山間部が、多いという現状がありますので、それを踏まえて、郵便投票の拡充であるとか、インターネット投票の活用ということは、お考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（小泉和也） 只今の田村議員の大綱1、再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○総務課長（橋本康彦） 議長

○議長（小泉和也） 総務課長

○総務課長（橋本康彦） 失礼いたします。今ほどご質問ございました郵便投票についてでございます。郵便投票につきましては、公職選挙法に基づき、自宅などの現在居住する場所で、郵便による不在者投票を行うものでございまして、対象者を、障害者手帳の級の区分や要介護状態などの区分で、定めております。これらの範囲拡大につきましては、今後の公職選挙法の改正に基づくものとなりますので、区分の変更などがありましたら法に基づき対応してまいるところでございます。インターネット投票についてでございます。現在、日本国内では、インターネット投票は、実施されておられません。が今後、ネット投票につきましても、公職選挙法改正などに基づきまして判断されるものと、考えますが、今後の動向を注視していくものといたしたくご理解いただきたいと存じます。以上でございます。

○議長（小泉和也） 以上で、田村議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は、11時からいたします。

休憩 10時48分

---

再開 11時00分

○議長（小泉和也） 再開いたします。

続いて、加藤智明議員一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（加藤智明） 議長

○議長（小泉和也） 加藤議員

○議員（加藤智明） 失礼をいたします。先の町議会議員選挙において、初当選させていただきました加藤智明でございます。議員としての本文を理解し、町民の皆様の身近な相談役として、お力になれるよう邁進していく所存でございますので、よろしくをお願いいたします。それでは、議長の許可をいただきましたので、質問してまいりたいと思います。初めての雰囲気で大変緊張しておりますが、理事者の皆様には、わかりやすいご答弁をお願いできたらと思います。

本日は、一般質問に大綱2点を提出しておりますので、よろしくをお願いいたします。まず最初に、大綱1、買い物弱者及び交通弱者対策についてお尋ねします。

伊方町には、飲食を含む商店が約90件ありますが、伊方町合併当時と比べると約5割もの商店が減ったと聞いております。私の周りでも後継者がいない、体調崩して閉店したなどの話は聞いておりましたが、改めて高齢者の暮らしに影響を与えていると感じております。過疎地域における商店の減少は全国的な問題でもあり、高齢者等を中心に食料品の購入や飲食に不憫や苦勞を感じる方を買い物弱者といい、買い物弱者を食料品アクセス困難人口と定義し、食料品アクセス問題として、また、健康にも関わることから重要な社会問題であると位置付けており、農林水産省でも取り上げ、大きな社会問題となっていることはご存知のことと思います。現状に至った大きな理由としては、地域の過疎化、隣町の大型スーパー等へのアクセスが良くなったことやネット通販が普及し、流通形態が変化したことにより身近な商店等が廃業や衰退したためだと言われております。過疎化の進んだ地域で商売を続けていくのは厳しい状況にありますが、厳しい状況の中でも地域のために商売を続けて頑張っておられる方もおります。私はこの細長い半島において各集落における小さな商店というのが、その地区のコミュニケーションの場であり見守り役であり、災害時には、一助となる役割を担ってきた存在だと思っておりますし、これからも地域に必要な存在であると考えています。今現在、伊方町内での買い物弱者に対する支援としては、移動販売、各商店による配送サービス買い物等するための巡回バスと官民様々な団体がいくつかの地域で、支援努力されておりますが、配達してくれて大変助かる。移動販売が定期的に来てもらえるのは助かるという声を聞く一方で、家まで大きな荷物や重い荷物は、持ち帰ることが大変なのだと言った声も聞きます。また、運転免許の返納や交通手段を持たない交通弱者の支援のための巡回バスを運営されておりますが、巡回バスについても、町内の病院や買い物に行くには、便利になったという声も聞きますが、便数が少ない時間

が合わない、町外への大きな病院にはタクシー等で行かなくてはならず、その交通料金が年金暮らしの方たちには大きな負担となっており、生活に影響しているという声も聞いております。

今後、伊方町内でも、さらに高齢化が進み買い物弱者や交通弱者が増え続けることが予想される中で、車がない方や免許等を返納した方も安心して暮らせる伊方町であるために、新しい取り組みを試行錯誤していかねばならないと考えますが、今現在の現状認識と今後の対策について、理事者の見解をお聞かせください。

○議長（小泉和也） 只今の加藤議員の一般質問、大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 加藤議員の大綱1、買い物弱者及び交通弱者対策についてのご質問にお答えをいたします。

人口減少、少子高齢化、過疎化等の進行による流通形態や住環境の変化、交通網の弱体化に伴い、過疎地域における買い物環境は悪化し、全国的な社会問題となっており、伊方町におきましても、飲食を含む商店が年々減少をし、高齢者の暮らしにも深刻な問題となっております。ご指摘の通りでございます。

そこで、町といたしましては、地域の身近な商店の減少や高齢化等により日常生活に必要な食料品や日用雑貨品の買い物が困難な状況にある方。いわゆる、買い物弱者に対して、買い物の機会の確保と生活の維持向上等を図ることを目的に、事業者が移動販売により日用生活物資の購入支援を行う場合において、移動販売車の購入やその運営に要する経費の一部を補助する。伊方町買い物弱者支援事業を創設をいたしております。現在、この補助制度を利用した事業者によって移動販売車2台が導入をされ、瀬戸、三崎地区及び伊方、二見地区の一部で町民の方への移動販売サービスが提供されており、令和2年度には、年間で延べ約2万人が利用をされております。また、販路拡大等に意欲的な商店を含む、中小企業者への対応策として、小規模事業者が商工会の助言を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って販路開拓等に取り組む費用の3分の2を補助するがんばる商工業者支援事業を伊方町商工会において創設をされております。さらに町では、町内で創業、起業する方を対象に、創業起業に要する経費に対し、2分の1の補助金を交付することとし、その上限額を町内者の常時雇用人数に応じてではありますが、最大300万円とする伊方町創業・起業支援事業を実施しているところでございます。

今後、これらの補助制度につきまして、より広く事業者に普及啓発を図るとともに、伊方町独自の地域商品券事業などを通し、過疎化の中、厳しい状況下においても、商店や事業を維持し続けている事業者を支援し、買い物弱者に対する買い物の機会の確保と生活の維持向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、交通手段を持たない方、いわゆる交通弱者への支援につきましては、令和元年10月からスクールバスを活用し、登下校時以外の空いた時間帯でも、地域巡回バスとして、現在16台を運行をいたしているところでございます。これまでの利用実績といたしましては、令和元年度は、10



月から3月までの半年間で約8,000人。1日平均で69人。令和2年度は、年間で約1万7,500人。1日平均で74人、今年度は5月末現在で約2,800。1日平均で73人となっており、地域の貴重な交通手段として定着をしてきたところでございます。しかしながら、限られた時間帯に限られた台数で、町内全域を巡回をしているために、便数や利用時間にご不便を感じておられる方もいらっしゃるということでございますが、運行開始以来、利用者からの様々なご意見を参考に、改善を重ねており、この4月から、伊方、瀬戸、三崎地域を結ぶ路線の拡充や国道から瀬戸地域の集落へ円滑にアクセスできるよう、国道沿いにバス停を設けるとともに、町外へ出られる場合は、巡回バスと民間バスをできるだけ円滑に接続できるよう時刻表を設定するなど、利便性の向上に取り組んでいるところでございます。このほか、民間バス路線を維持するための支援や運転免許証を自主返納された方に対する支援も行っております。

今後も利用者からのご意見やご要望等を参考に、利用者の利便性の向上を図るために、巡回バスの運行の見直しなどを継続して実施し、交通手段を持たない方が安心して暮らすことのできる。住環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上、加藤議員の大綱1に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再質問を許します。加藤議員大綱1の再質問はありませんか。

○議員（加藤智明） 議長

○議長（小泉和也） 加藤議員

○議員（加藤智明） 確かにですね、行政の方では、最初デマンドバスから始められて、巡回バスへ改善され、すごく町民の方からも、良くなったという声はすごく聞いております。また、移動販売事業者などに、燃料への寄附とか購入、車の購入の補助といったのも、すごく喜ばれているのは聞いておるんですけど。なかなかその一つの、方法だけで、なかなかすべての町民の方へのサービスが満たされることではないので、様々な交通弱者、買い物弱者に対応していただければと思っております。例えばですけど、NPO法人による、他の地域でですが、NPO法人による有償運送やタクシー使用時の上限賃金補助等の支援。また、買い物弱者に対しては、買い物代行サービス、スーパー、コンビニの移動販売と、その地域に合ったサービスが行われております。伊方町でも、NPO法人、タクシー会社と連携したり、コンビニ、スーパー、地域の商店が連携し、公民連携を持って、町民にサービスをしてくのがいいのではないかと思います。どうでしょうか。また、買い物弱者対策については、高齢者だけではなく、若い世代にも関係していることだと思っております。後期基本計画の策定に、伊方町の未来づくりの主張として、中学生たちを対象にアンケートをとっておられましたが、その中の質問に、伊方町に住み続ける。または、戻ってくるために必要な条件という質問がありました。その質問の答えの中で、もっとも多かったのが、買い物など日常生活が便利なこと、50%以上あったと思っております。

このアンケートで出た答えは、今後の若い世代が住み続けるために必要としている重要な条件として受け止めなければならないと。感じました。つまり、買い物弱者対策に取り組んでいくことは、

買い物弱者を減らすだけでなく、今後の若者の移住定住にも繋がり、町民が安心して暮らせる地域づくりの基礎だと考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（小泉和也） 只今の加藤議員の大綱1、再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） はい。いろんな提言も含めた再質問ありがとうございました。伊方町はそういった半島特有の地形それから集落55地区ある、点在しているというふうな、特異な地形でさらに高齢化が非常に進んでいるというふうな、いろんな条件があるわけでございます。そういった中で、行政として、少しでも住みよい町づくりを目指していくというのは、行政の基本的な考え方でございます。ぜひ今、議員がご提言をいただいております様々な方法を民間の方でもしっかりと考えていただいて、ご提言をいただければなというふうに思っております。それに対して、行政がどこまで、補助あるいは援助できるかということ、一緒になって考えていきたいなというふうに思っております。その中で、もうこれは常に私の頭の中にあるものでございますけれども、限られた財源をいかに有効に使うかという観点が必要なんだろうというふうに思っております。要望にすべてお答えをするということは、非常に難しい場面であるだろうというふうに思います。一緒に知恵を絞りながら、住みやすい伊方町、若者が将来、住みたいと思えるような伊方町をつくってまいりたいと思っておりますので、今後とものご協力ご提言をお願いいたします。以上です。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再々質問を許します。加藤議員。大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（加藤智明） 議長

○議長（小泉和也） 加藤議員

○議員（加藤智明） 前向きな答弁ありがとうございます。今町長も言われたようにですね、限られた予算の中で、町民に対してのサービス、なかなか大変だとは思いますが、本来は民間事業者で、行わなければならないサービスだと思うんですけど、やはり、先も答弁されたように、地域性もありますので、町民の暮らしを守るためにですね、そして、これからの若い世代が戻って来やすく、定住しやすい環境を作るために今後の、町民や事業者には様々な取り組みに対し、一歩踏み込んだ支援を継続して行っていただけたらと思います。以上で終わります。

○議長（小泉和也） 加藤議員。答弁は。

○議員（加藤智明） 必要ありません。

○議長（小泉和也） はい。以上で加藤議員の大綱1を閉じます。

加藤議員、一般質問大綱2をお願いいたします。

○議員（加藤智明） 議長

○議長（小泉和也） 加藤議員

○議員（加藤智明） 失礼します。大綱2、災害時における避難場所への案内及び避難路の整備についてお尋ねします。伊方町は、高齢者率約47%とかなり高齢化が進んでおり今後30年以内に起

こり得ると言われている南海トラフ地震等を初め、何十年に1度といった大型台風や豪雨災害が予想される中、対応策も急がなくてはならない状況にあります。未曾有の災害に対し避難場所、避難道、防災センター等の準備をされていることは多くの町民が周知しており、また、その準備によって安心されている町民の方も多と思います。しかし、いまだ避難経路や案内が十分できていないように思います。例えば、防災センターは、災害時に原子力発電所から放射線物質が漏れた場合に一時避難できる。放射線防護施設と認識しておりますが、この施設には、その地区の住民だけでなく、仕事や観光で来られている方々も対象となるはずですが、避難場所等への案内がないように思います。さらに、ホームページでは、防災マップにより、避難場所等を確認できますが、災害時に、インターネット等の情報手段が遮断されることも予想されますので、看板等による案内も必要ではないかと思えます。また、避難路と移動手段についてですが、避難路とは、広域避難場所等へ通じる道路または沿道であって、避難圏内の住民を当該広域避難場所等に迅速かつ安全に避難させるための道路等である。移動手段は、基本徒歩すると認識しておりますが、先に述べたように、約2人に1人が高齢者であり高齢者をはじめ要配慮者を避難場所まで運ぶには車両による移動が不可欠であり、現実的であると思えます。また、その移動手段を確実に実行させるための車両による避難所までの、出入りしやすい整備も必要ではないかと思えます。愛媛県の災害対策基本法の地域防災計画において、防災対策は、県民が自らの安全を自らで守る自助を実践したうえで、地域において互いに助け合う共助に努めるとともに、県及び市町がこれらを補完しつつ公助を行うことを基本とし、県民、自主防災組織、事業者、県及び市町がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して、着実に防災活動を実施していくことが重要であると明記されています。伊方町の防災計画においても、災害時における自助、共助は重要だと明記されています。伊方町にも自主防災組織や消防団があり、地域の安全を守っていただいておりますが、高齢化が進み、今後も団員の数も減少していくことが予想され、地域によっては高齢者同士での共助も重要になってきております。伊方町は助け合いの精神、合力の心が強く根付いている町であり、私の生まれ育ったこの町で強く感じているところでございますが、合力の精神だけでは限界がありますので、過疎地域における共助しやすい環境整備を公助によりしていただくことは、いつまでも住み続ける。町民の暮らしを守る町政の責務だと思えます。災害時における避難場所及び避難路、移動手段についての現状認識と今後の対策及び災害時の自助、共助、公助について見解を伺います。よろしく申し上げます。

○議長（小泉和也） 只今の加藤議員の一般質問、大綱2に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 加藤議員の大綱2、災害時における避難場所への案内や避難路の整備についてのご質問にお答えをいたします。

近年の集中豪雨や大型化する台風などによる災害は、全国各地で激甚化をいたしております。また、南海トラフ地震におきましては、今後30年の間に70%から80%の高い確率で発生すると言われております。さらに万が一、伊方発電所で重大事故が起きた場合など、災害時における住民の避

難対策は喫緊の課題となっております。このようなことから、町では、自然災害時の防災計画や原子力災害時の避難行動計画の策定のほか、避難所や避難路の整備など、様々な対策を行っているところでございます。避難所には、学校のグラウンドなど、災害が発生した場合などに一時的に避難するための指定緊急避難場所、公民館や体育館など、避難住民を災害の危険がなくなるまでの間滞在できる指定避難所、原子力災害時の放射線防護施設、各地区が自主的に開設する自主避難所などがございます。

これらの避難所の案内看板につきましては、現在指定避難所 45 箇所のうち 15 箇所に整備をいたしておりますが、議員ご指摘のとおり、まだまだ不十分なことから、今後、各種避難所や避難経路を含めて、必要箇所を調査のうえ、整備を進めてまいりたいと考えております。避難路の整備につきましては、地区外への避難は、車両による移動が主体となり、特に高齢者要配慮者の方々に対し、その実効性を高めるための整備が重要でございます。

本町における既存道路のネットワークは、半島の頂上部を走る、国道 197 号を軸とし、瀬戸内海側から半島先端に至る県道と宇和海側の町道が各集落を連結し、基幹 3 ルートのもと、町内の交通網が形成をされており、これらの全路線総延長約 483 キロメートルが、災害の種類を問わず、避難時に使用するルートとして重要な役割を担っております。このような道路網に対する整備につきましては、現在、優先度の高い集落間を接続する主要幹線に重点を置き、拡幅、防災工事を進めるとともに、部分的な待機所の設置や地区内の防災力の向上を目的とした道路新設事業にも取り組んでいるところでございます。また、地区内の車道以外の既存道路や里道につきましても、各地区で実施をされる避難訓練等の検証や各地区からの要望や情報提供をもとに、修繕や手すりの設置等の安全対策に取り組んでおり、今後もヘリポートの整備をはじめとした空路避難や海上避難対策などを含めまして、災害対策に終わりなしという考えのもと、継続して取り組んでまいります。住民避難につきましては、まずは、自らの命は自らが守る自助、次に、地域でお互いに助け合う共助が重要となります。

幸い本町におきましては、消防团组织や自主防災組織がしっかりと機能をして、日頃からの訓練や災害時の活動、自主避難所の開設など、それぞれの役割を果たしていただいております。消防団につきましては、団員数の減少や高齢化などの問題を抱えておりますが、町といたしましては、消防施設設備の更新や活動服などの装備品の充実に加え、昨年度から団員報酬を引き上げるなど、団員の士気高揚と団員数確保に取り組んでいるところでございます。また、公助につきましては、避難所の開設、運営と適切な避難情報の発信など、有事の際の住民避難のための取り組みのほか、非常用持ち出し袋の配布や備蓄品の整備、自主防災会が行う避難訓練への支援、防災士の育成支援、さらに、区長さんや民生児童委員さんの協力のもとで、避難行動要支援者名簿の作成など、日頃からの災害への備えに対し、支援を行っているところでございます。

今後も「災害から身を守る」、「住民の命を守る」、「被害を最小限に抑える」ということを第一に、住民、地域、町がそれぞれの役割をしっかりと果たしながら、自助、共助、公助を適切に実施をす

るとともに、町としては、防災対策の充実に取り組むことにより、地域防災力の向上を図り、災害に強いまちづくりに努めたいと考えております。

以上、加藤議員の大綱2に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再質問を許します。加藤議員。大綱2の再質問はありませんか。

○議員（加藤智明） 議長

○議長（小泉和也） 加藤議員

○議員（加藤智明） 様々な対策、やっていかなければならない状況で、大変だと思いますけど、町民の安全を守るために、一生懸命やっていただけたらと思います。先ほど町長の答弁の中にですね、公助による支援の中で、避難行動要支援者の名簿の作成とありましたが、避難行動要支援者の名簿は、どのような情報の集め方をされているのか、また、地区ごとでいいのですが、どれぐらい要支援者がいるのか、お尋ねします。

○議長（小泉和也） 只今の加藤議員の大綱2再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○危機管理監（谷村栄樹） 議長

○議長（小泉和也） 危機管理監

○危機管理監（谷村栄樹） 失礼いたします。まず避難行動要支援者の名簿につきましては、ただ単に名簿作成するというのではなくて、まず個別避難計画というものを作成するところから始めます。個別避難計画といいますのは、その方の身体や生活状況、かかりつけ医療機関、緊急時の連絡先、避難時の支援者を確保の有無、それから避難場所、避難させる時の注意点、こういったものを記載した、その方個人の避難計画でございます。これをつくる際には、愛媛県や町の担当部局に協力をいただきまして、避難行動要支援者に該当する方の情報提供していただきます。それをもとに、各地区の民生児童委員さんと、職員がその方を訪問して、聞き取り調査を行いながら、個別にその方の避難計画を作成していくと。いうことになっています。これを名簿にまとめたのが、避難行動要支援ということになります。それと避難行動要支援者数と避難者の割合ということなんですけども、伊方町内全体で大体6割から7割の方が、あらかじめ避難者、支援者を確保できると。いうことになってございます。伊方地域と瀬戸地域で大体70%。三崎地域で60%台となつてございます。全体でいうと、約7割の方が確保しているということになります。残りの3割につきましては、あらかじめ自主防災会や消防団、消防署、社会福祉協議会などに要支援者名簿を提供しておりますので、災害時の支援の際にご協力いただくということにしております。以上です。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再々質問を許します。加藤議員。大綱2の再々質問はありませんか。

○議員（加藤智明） 議長

○議長（小泉和也） 加藤議員

○議員（加藤智明） 詳細な説明ありがとうございました。避難行動要支援者なんですけど、要介護の認定であったり、障害者なり、区分であったりとか、名簿に載るようにある程度条件が必要だ

ったと思うのですが、実際に支援を必要とされる方は、もっと、実際の時には多いのではないかと  
思っております。避難行動要支援者を必要とする方と消防、消防団や自主防災組織の方との割合もで  
すね、今後、さらに、変わってくるのはもう目に見えていることですので、地域、地域で助け合い  
をしやすい環境整備について、整えていただけたらと思います。日常生活においても、集落の中で、  
共助しやすい。環境整備やソフト、ハード面、両方で対応していただけたらと思います。以上です。  
質問を終わります。

質問にはなりませんけど、終わります。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） それぞれの地域で先般の自主防災会の会議を行って、お願いをいろいろした  
ところでございます。自助、共助の部分は、それぞれの地域にお願いをしなければならないことた  
くさんあるわけでございますので、そういったことを支援できるような公助も今後とも町として精  
一杯のことが考えてやってまいりたいというふうに思っております。お互いが連携をとりながら、  
災害対応等について、今後とも、常に検討をしながらやっていきたいと思っておりますので、地域  
の皆さん方と共に議員の皆さん方のご支援、ご協力をお願いをいたします。以上でございます。

○議長（小泉和也） 以上で、加藤議員の一般質問を終わります。加藤議員。今後、答弁のいらな  
い質問はしないように、それと危機管理監。答弁はゆっくり丁寧をお願いします。

○議員（阿部吉馬） 議長

○議長（小泉和也） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） 体調が不良なんで、ちょっと休憩させていただきたいんですが。

○議長（小泉和也） はい、阿部議員。退席を認めます。

再開いたします。休憩入りますか。（「休憩」の発言あり） 暫時休憩いたします。再開は、11時  
45分から。

休憩 11時35分

---

再開 11時45分

### 報告第1号

○議長（小泉和也） 再開いたします。日程第5「令和2年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算  
書について」報告第1号を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

○副町長（濱松一良） 議長

○議長（小泉和也） 副町長

○副町長（濱松一良） 報告第1号 令和2年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書について、ご説明いたします。

先の第64回定例会でご承認いただいております、令和2年度伊方町一般会計繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和3年5月31日付けで、繰越計算書を調製いたしましたので、同条同項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、伊方町移住定住促進空き家活用住宅整備事業、他24事業で、翌年度繰越額は、総額で1億8,816万2千円でございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（小泉和也） 報告事項ですが、質疑があれば承ります。質疑ありませんか。

○議員（阿部吉馬） 議長

○議長（小泉和也） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） お聞きするんですが、この2頁の土木費、2項道路橋梁費の上から2つ目の建設用自動車3tダンプトラックっていうのの購入事業、これはどのような使い方をなさるためなのか。まず、1点。それとですね、この下の方の次の頁、2頁目ですね、災害復旧費のこの湊浦の微々たるもんなんですけども、44万1千円とか、10万6千円等々このあまり大した金額じゃないので、どういった理由なのか。災害復旧ですから、急がれるわけですよ。そういった中で、これだけの金額で足りないのか。それとも用地が購入できないのか。そういった理由説明をちょっとお願いします。

○建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（小泉和也） 建設課長

○建設課長（寺谷哲也） お答えします。まず、8款道路橋梁費の3tダンプトラックの購入の分なんですけども、これはコロナ予算を活用して、車両整備をさせていただくものでございまして、これの活用につきましては、上段にあります。ホイールローダー、これにつきましても一応3台、2台を購入するというふうなことで、計画しとるものでございます。この3tトラック、3tダンプにつきましても、ホイールローダーの積載と現地の方で作業した時の除却材等々の運搬車両ということに使用する、が使用目的として購入するものでございます。

それと、次の11款災害復旧費の部分なんですけども、金額が少ない、これは、町道湊浦伊方越線災害復旧に伴う用地費と補償費でございます。順次、用地事務と登記事務を進めておりますが、若干年度内に完結できなかったということで、今作業の方はコロナに係る分につきましては、3名ということになっておりますので、順次作業を進めておるといところでございます。以上です。

○議員（阿部吉馬） 議長

○議長（小泉和也） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） 3tトラック、上のホイールローダーの購入の関連ということで、やっておられるんで、これはこれでご理解をさせていただくわけですが、2頁目の只今ございました。湊浦の件なんですけど、計画してやりよる。用地と補償ということで、名目通りなんですけど、これが解決

しなければ、工事に入れないのか。それとも、もしそれであれば、僅かこの金額で災害復旧が滞るということは、非常に不思議なわけですね。これが繰越であったとしても現状工事をしていってま  
すよっていうことであれば、また別なんですけど、再度そこをお聞きします。

○建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（小泉和也） 建設課長

○建設課長（寺谷哲也） すいません。先ほどの説明がちょっと不足なくて申し訳ありません。災害復旧費事業につきましては、ここに係る用地は、所有者の方々はじめ、承諾は最初にいただいております、工事の方は、既に実施しております。後、登記に掛かる必要な契約書でありますとか登記承諾書でありますとか、そういったものの書類を整えるのに少々時間が掛かっておりますので、その分で、完結するように年度をまたいでしまうと、完結させるための年度またぎということで、予算の方も繰越させていただいたというふうな状況でございます。工事の方は実施できておるというふうな状況でございます。

○議員（阿部吉馬） 議長

○議長（小泉和也） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） 事務的な手続きってということで、捉えてよろしいかと思うんですが、そういう意味で繰越なんか、云々っていうのは、あまり聞いたことがないんで、やはりこれだけのものだったら、職員で事務的な処理っていうものを、これ見方によれば結局災害に対して、事務的処理が云々で、僅か4、50万の金で滞るってことのもし第三者が見聞きしたら、職員何やりよるのっていうような、うがった判断見方をする可能性もなきにしろあらず、私は思います。これを認めるとか認めない、認めるんですが。なるべくですね、やはりそういう疑念をいだかれるような繰越は極力辞めていただきたい。と、町長思います。答弁はいりません。終わります。

○議長（小泉和也） 他にありませんか。（「なし」の発言あり）はい。

## 報告第2号

○議長（小泉和也） 日程第6「令和2年度伊方町国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書について」報告第2号を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

○副町長（濱松一良） 議長

○議長（小泉和也） 副町長

○副町長（濱松一良） 報告第2号 令和2年度伊方町国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書について、ご説明いたします。

先の第64回定例会でご承認いただいております、令和2年度伊方町国民健康保険特別会計繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和3年5月31日付けで、繰越計算書を調製いたしましたので、同条同項の規定により報告するものでございます。



内容につきましては、オンライン資格確認導入に係るもので、翌年度繰越額は、総額で146万6千円でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（小泉和也） 報告事項ですが、質疑があれば、承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号「令和2年度伊方町国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書について」を閉じます。

### 報告第3号

○議長（小泉和也） 日程第7「令和2年度伊方町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」報告第3号を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

○副町長（濱松一良） 議長

○議長（小泉和也） 副町長

○副町長（濱松一良） 報告第3号 令和2年度伊方町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、ご説明いたします。

先の第64回定例会でご承認いただいております、令和2年度伊方町公共下水道事業特別会計繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和3年5月31日付けで、繰越計算書を調製いたしましたので、同条同項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、伊方町下水道ストックマネジメント基本計画策定業務（処理場・ポンプ場）他4事業で、翌年度繰越額は、総額で7,400万円でございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（小泉和也） 報告事項ですが、質疑があれば、承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

以上で、報告第3号「令和2年度伊方町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」を閉じます。

暫時休憩いたします。再開は、13時からといたします。

休憩 11時56分

---

再開 13時00分

### 議案第50号

○議長（小泉和也） 再開いたします。日程第8「町長の専決処分事項報告について（令和3年度伊方町一般会計補正予算（第2号）」議案第50号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 議案第 50 号 令和 3 年度伊方町一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分事項報告について、説明を申し上げます。

補正内容は、新型コロナウイルス感染症予防対策として、酒類を提供する店舗に対する営業時間短縮要請協力金の給付及び感染拡大を防止しながら事業継続に取り組む中小企業者等を支援する事業に要する経費でございます。急を要するため令和 3 年 5 月 19 日付にて専決処分したものであります。

予算額は、歳入歳出それぞれ 4,105 万 8 千円を追加し、総額を 85 億 4,806 万 7 千円としたものであります。

歳出の主なものといたしましては、4 款衛生費に、営業時間短縮要請等協力金として、負担金補助及び交付金に 900 万円を計上いたしております。7 款商工費に、愛媛県と市町が連携して事業を実施する「えひめ版応援金」として、負担金補助及び交付金に 3,170 万円を計上いたしております。

これに対します歳入は、11 款地方交付税に、普通地方交付税 4,105 万 8 千円を計上いたしております。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 50 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 50 号「町長の専決処分事項報告について（令和 3 年度伊方町一般会計補正予算（第 2 号）」は、原案のとおり承認されました。

## 議案第 51 号

○議長（小泉和也） 日程第 9「伊方町手数料条例の一部を改正する条例制定について」議案第 51 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（林 栄作） 議長

○議長（小泉和也） 町民課長

○町民課長（林 栄作） 議案第 51 号 伊方町手数料条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、デジタル社会形成基本法に基づき、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の所要の整備を行うための改正となっております。

改正内容を新旧対照表にて、ご説明いたしますので、別添の参考資料をお願いいたします。

マイナンバーカードの発行に係る手数料の徴収事務については、地方公共団体情報システム機構から市区町村長に委託することが規定されたため、種類及び金額等、第2条第1項第40号の個人番号カードの再交付手数料を削げるものがございます。

なお、この条例は、令和3年9月1日から施行するといたしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

**○議長（小泉和也）** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第51号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第51号「伊方町手数料条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

## 議案第52号

**○議長（小泉和也）** 日程第10「伊方町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について」議案第52号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**○保健福祉課長（中田克也）** 議長

**○議長（小泉和也）** 保健福祉課長

**○保健福祉課長（中田克也）** 議案第52号 伊方町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、子ども医療費助成の対象範囲を拡大し、子育て世帯の経済的負担をより一層軽減し、更なる子育て支援の充実を図るため、本条例の一部を改正するものがございます。

改正内容につきましては、別紙参考資料でご説明いたしますので、参考資料「新旧対照表」をお願いいたします。

第2条第1項中、「町の区域内に住所を有するものとみなされた者」の次に「又は保護者が町に住所を有する者」を加えるものがございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するとしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

**○議長（小泉和也）** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第52号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 52 号「伊方町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

### 議案第 53 号

○議長（小泉和也） 日程第 11「伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定について」議案第 53 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（中田克也） 議長

○議長（小泉和也） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中田克也） 議案第 53 号 伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における、保険料の減免のため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、別紙参考資料でご説明いたしますので、参考資料「新旧対照表」をお願いいたします。

主な改正点は、減免期間及び対象者で、附則第 6 項中、「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 3 月 31 日」までと改正し、1 年間延長いたします。

同じく第 6 項第 1 号、第 2 号中「第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者」を「主たる生計維持者」と改正し、減免対象者を明確化するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第 6 項第 1 号及び第 2 号の規定は令和 3 年 4 月 1 日から適用するとしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 53 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 53 号「伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

### 議案第 54 号

○議長（小泉和也） 日程第 12「伊方町地域振興センター条例の一部を改正する条例制定について」議案第 54 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○観光商工課長（清水浩二） 議長

○議長（小泉和也） 観光商工課長

○観光商工課長（清水浩二） 議案第 54 号 伊方町地域振興センター条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、地域振興センターの 3 階にあるパソコン教室及び C A I 教室が現在使用されていないことから、当該箇所を転用し、新たな拠点整備を目指している者及び新規に事業を開始する者等を支援する「お試しサテライトオフィス」を設置するために、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、新旧対照表で説明いたしますので、別添の参考資料をお願いいたします。

1 頁目から 2 頁目の、第 1 条、第 3 条、第 9 条、第 11 条につきましてはパソコン教室及び C A I 教室に関する事項を削り、お試しサテライトオフィスに関する事項を追加しております。2 頁目の、別表（第 11 条関係）室料につきましては、パソコン教室及び C A I 教室を削るものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のうへご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 54 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 54 号「伊方町地域振興センター条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

## 議案第 5 5 号

○議長（小泉和也） 日程第 13 「伊方町二名津地区水路改修工事基金条例制定について」議案第 55 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（小泉和也） 建設課長

○建設課長（寺谷哲也） 議案第 55 号 伊方町二名津地区水路改修工事基金条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本条例は、二名津地区水路における周辺農地の保全と道路通行の安全を図る事を目的とした水路改修工事に要する費用に、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金の財源をもって、その費用に充てるため、本条例を制定するものです。

本条例は、第 1 条から第 7 条までの構成で、第 1 条に設置、（二名津地区水路改修工事）に要する費用に充てるため、伊方町二名津地区水路改修工事基金を設置する。」としております。

第 2 条に積み立てとして、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金の財源をもって基

金に積み立てる額としております。

第3条に管理、第4条に運用益金の処理、第5条に繰り替え運用の処理を、第6条の処分につきましては、第1条の目的を達成する財源に充てる場合に限り、処分することができるとしております。

第7条は委任であります。附則といたしまして、1に、この条例は、公布の日から施行する。2に、この条例は、基金設置の目的により処分した日に、その効力を失う。といたしております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第55号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第55号「伊方町二名津地区水路改修工事基金条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

## 議案第56号

○議長（小泉和也） 日程第14「伊方町教育委員会組織条例制定について」議案第56号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育委員会事務局長（阿部茂之） 議長

○議長（小泉和也） 教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長（阿部茂之） 議案第56号 伊方町教育委員会組織条例制定について、提案理由をご説明させていただきます。

本条例は、町民の皆様の伊方町の教育に対する多様な意向をより一層幅広く反映できるようにするため、伊方町の教育委員会の組織を定めるものでございます。

2枚目をお開き願います。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条に基づき現在、教育長及び4人の教育委員で組織されている伊方町教育委員会の委員定数について、同法同条の但し書きに基づき、本条例により1名増とし、教育長及び5人の教育委員により組織する事としております。

なお、この条例の施行日につきましては、附則におきまして、公布の日からとしております。

説明は以上でございます。ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 56 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 56 号「伊方町教育委員会組織条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

### 議案第 57 号

○議長（小泉和也） 日程第 15「令和 3 年度伊方町一般会計補正予算（第 3 号）」議案第 57 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 議案第 57 号 令和 3 年度伊方町一般会計補正予算（第 3 号）の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ 4 億 538 万 8 千円を追加し、総額を 89 億 5,345 万 5 千円とするものであります。

歳出の主なものといたしまして、2 款総務費については、財政調整基金積立金 2 億 313 万 7 千円を計上いたしております。3 款民生費については、総合福祉センター調査設計業務委託 2,610 万 9 千円、子育て世帯生活支援特別給付事業 460 万円を計上いたしております。6 款農林水産業費については、産業振興促進対策事業として 679 万 2 千円、担い手総合支援事業補助金 1,099 万 8 千円、アルバイト確保等緊急支援事業 1,102 万 3 千円を計上いたしております。8 款土木費については、道路新設改良事業 5,301 万 8 千円、小中浦地区建物解体工事 874 万 8 千円を計上いたしております。9 款消防費については、放射線防護施設予定地購入及び補償費として 751 万 5 千円を計上いたしております。10 款教育費については、スクールバスの他、三崎高校教育振興備品として 990 万円、地域博物館設計業務委託 1,797 万 3 千円を計上いたしております。以上、歳出についての主なものの説明といたしますが、これに対します歳入の主なものは、15 款国庫支出金については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 5,499 万 6 千円、子育て世帯生活支援特別給付費補助金 460 万円、また、土木費国庫補助金 2,400 万円、教育費国庫補助金 3 億 471 万 8 千円、総額 3 億 2,871 万 8 千円につきましては、令和 2 年度において、充当事業の一部が繰越となった関係で、今回一般財源として受け入れる、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金であります。16 款県支出金については、担い手総合支援事業補助金 549 万 9 千円を計上いたしております。18 款寄附金については、三崎高校教育振興寄附金 1,000 万円を計上いたしております。

以上、令和 3 年度伊方町一般会計補正予算（第 3 号）の主な説明とさせていただきます。

なお、詳細につきまして、ご質問等がございましたら、担当課長より説明をさせますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（小泉和也） お諮りいたします。審議の方法は、歳入歳出とも項を追っていきたいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、歳出から項を追って審議を進めてまいります。

予算書の9頁をお開きください。

2款 総務費

1項 総務管理費（9頁～10頁） 質疑ありませんか。

3款 民生費

1項 社会福祉費（10頁） 質疑ありませんか。

3項 老人福祉費（11頁） 質疑ありませんか。

4款 衛生費

1項 保健衛生費（11頁） 質疑ありませんか。

6款 農林水産業費

1項 農業費（11頁～12頁） 質疑ありませんか。

3項 水産業費（12頁） 質疑ありませんか。

7款 商工費

1項 商工費（12頁～13頁） 質疑ありませんか。

○議員（山本吉昭） 議長

○議長（小泉和也） 山本議員

○議員（山本吉昭） 4目の観光施設費のいわゆるむかいパークの整備工事の測量関係ですが、むかいパークこれはダイワハウスとかそのリゾートの地区の方とかいろいろ協議した中での話だと思んですけど、その内容をちょっと、どんな具体的にどういうふうなかたちなのか教えていただきたいんですが。

○観光商工課長（清水浩二） 議長

○議長（小泉和也） 観光商工課長

○観光商工課長（清水浩二） むかいパーク整備工事測量設計業務委託について、ご説明させていただきます。むかいパークにつきましては、瀬戸頂上線再開発に合わせまして、むかいパークのパーク内に遊歩道、花壇等を整備する予定であります。この測量設計業務委託であります。今考えておりますのが、遊歩道、これにつきましては、舗装面を真砂土舗装、土と樹脂とセメントを混ぜたものでございますが、幅員は2m、延長は350m以上が・・・でございます。

○議員（山本吉昭） 議長

○議長（小泉和也） 山本議員

○議員（山本吉昭） 遊歩道を整備しようとする計画なんでしょう、このむかいパークのですね、形状等見ると、中央に真ん中あたりに非常に平らな土地があります。そういった中で今の道路からその平らなところにですね、舗装してなくて、トラック等なんかは、入れるんですが、あそこをち



よつと舗装といいますか、車が進入するようなかたちにしたら、後その広いところが有効に活用できると思うんですけども、そういう考えってもってないですか。

○観光商工課長（清水浩二） 議長

○議長（小泉和也） 観光商工課長

○観光商工課長（清水浩二） むかいパークの遊歩道につきましては、現在リゾート地区住民、ダイワハウス等々、その形状でありますとか、どういった規模のものでありますとか、そこら辺は、検討させていただいておりますけども、リゾート地区住民の方からなるべく車を通さないようにしてほしいということがございまして、ただ管理用に幅員2mとりまして、後からイベントする時等に使えるようにしようとはございますけども、常時は入口と出口にポールを張って車が通れないようにというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小泉和也） 他にありませんか。

○議員（清家慎太郎） 議長

○議長（小泉和也） 清家議員

○議員（清家慎太郎） 遊歩道と花壇の整備っていうふうに言われたんですけども、その花壇の整備ってというのは、後々どなたが世話されるとか、そういう計画は既にありますでしょうか。

○観光商工課長（清水浩二） 議長

○議長（小泉和也） 観光商工課長

○観光商工課長（清水浩二） そこら辺も今リゾート地区住民と大和等々と話しております、・・・といたしましては、地区住民等交えながら、管理も行っていきたいと考えております。以上です。

○議員（清家慎太郎） 議長

○議長（小泉和也） 清家議員

○議員（清家慎太郎） 最初結構何箇所かあるんですけど、最初は綺麗に花を植えてあっても、その後手入れがなされないために、草まみれになるとかいうふうなところも数々ありますので、そうならないように、これからの計画ですのでしっかり管理は、業者がするのか地区がするのか分からないですけど、しっかりと行っていただきたいというふうに思いますが、そういう感じによろしいですか。

○観光商工課長（清水浩二） 議長

○議長（小泉和也） 観光商工課長

○観光商工課長（清水浩二） これからまたますますリゾート地区住民、ダイワハウスとも連携いたしまして、花壇の管理の方は徹底していきたいと思えます。

○議員（清家慎太郎） はい、終わります。

○議長（小泉和也） 他にありませんか。

○議員（阿部吉馬） 議長

○議長（小泉和也） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） 7 款の商工費、3 目観光振興費なのですが、今の 4 目との質問とほぼ兼ね合  
いでしとるんですけど、12 節委託料、地域おこし協力隊（瀬戸頂上線）、約 300 万、これ地域おこ  
し協力隊が、何をするんですか。それとも、頂上線でどういう委託をされとるのか。

○観光商工課長（清水浩二） 議長

○議長（小泉和也） 観光商工課長

○観光商工課長（清水浩二） 地域おこし協力隊について、説明させていただきます。（瀬戸頂上  
線）と入っておりますけども、これにつきましては、瀬戸頂上線の再開発に合わせまして、大和ハ  
ウス、リゾート住民と連携して、ハード、ソフト事業をこれから取り組むため、協力隊員を配置す  
るものでございます。ハード事業につきましては、瀬戸頂上線の再開発を一つとして、むかいパー  
ク整備で、リゾート住民を巻き込んだソフト事業として、これからイベント文化教室を想定してお  
ります。大和ハウスにおきましても観光にきた人を移住に取り組む取り組みを行っており、町の施  
策とも合致しておるところでございます。ダイワハウス、リゾート住民、町のパイプ的な役割を担  
ってもらい、事業を・・・にしてもらいたいと考え地域おこし協力隊を設置するものでござい  
ます。よろしくをお願いします。

○議員（阿部吉馬） 議長

○議長（小泉和也） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） よろしくと言われても、困るんですが。この地域おこし協力隊、既存の町が  
雇用させていただいておる協力隊と別にこれ目的の募集かけるんですか。それとも既存の方々にも  
声かけて来ていただいてという隊員になるのか。そこらの考えは、どうですか。

○議長（小泉和也） 観光商工課長

○観光商工課長（清水浩二） 今回は新たに瀬戸頂上線の再開発、地区住民とダイワハウスとの連  
携を強めて、新たに地域おこし協力隊を設置するというところでございます。以上です。

○議員（阿部吉馬） 議長

○議長（小泉和也） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） それで、おそらく下の分と同じような流れだと思っんです。それで、一つ先  
ほど清家議員さんもおっしゃっておられたように、非常に取り組みはいいんですが、後日荒れ果て  
てしまうというのが、多々あろうかと思っいます。たちまち私の周りにも佐田岬灯台 100 周年事業そ  
ういったものにかなりのお金を掛けて、やった経緯があつてそれも滞つてます。あまり見ても  
よくないし、それから旧町で、伽藍山整備、今現在は、ボランティアの方々は、再開発に向けて整  
備をしていただいて、大変頭が下がる思っしております。先ほど同じように地域おこし協力隊いい  
発想だろうと思っいます。是非ですね、後日までに息の長い再開発を念頭において、やっていただき  
たい。これを要望して終わります。いいです。

○議長（小泉和也） 8 款 土木費

1 項 土木管理費（13 頁） 質疑ありませんか。

2 項 道路橋梁費（14 頁） 質疑ありませんか。

4 項 住宅費 (14 頁) 質疑ありませんか。

○議員 (阿部吉馬) 議長

○議長 (小泉和也) 阿部議員

○議員 (阿部吉馬) 8 款の 1 目公営住宅管理費なんですけど、この中の 12 節委託料、14 節の工事請負費 870 何万、これ解体した後、再度町営住宅的な要素を考えておられるかどうか。お聞きします。

○建設課長 (寺谷哲也) 議長

○議長 (小泉和也) 建設課長

○建設課長 (寺谷哲也) 失礼いたします。公営住宅管理費、まず工事請負費の分なんですけども、これは小中浦地区の寄附をいただきます土地に建っております建物、これを解体するための工事費用でございます。これを解体しまして、そこにあります 12 節委託料につきましては、土地そのものの境界の確認でありますとか、そういったものを実施するための委託料でございます。これを完了いたしますと、今度は、若者向け住宅ってということで、公募するというふうなところで、移住定住に向けての効果をしたいという事業の一環でございます。以上です。

○議員 (阿部吉馬) 終わります。

○議長 (小泉和也) 他にありませんか。(「なし」の発言あり)

7 項 集会所費 (14 頁) 質疑ありませんか。

9 款 消防費

1 項 消防費 (15 頁) 質疑ありませんか。

○議員 (山本吉昭) 議長

○議長 (小泉和也) 山本議員

○議員 (山本吉昭) 16 節の公有財産購入費 650 万余りですか、放射線防護施設これは、場所はどこでしょうか。

○危機管理監 (谷村栄樹) 議長

○議長 (小泉和也) 危機管理監

○危機管理監 (谷村栄樹) 放射線防護施設の予定地なんですけども、串地区にあります。漁師物語から少し下に下がったところ左側に広い土地があろうかと思うんですが。その土地のことです。

○議員 (山本吉昭) 議長

○議長 (小泉和也) 山本議員

○議員 (山本吉昭) この防護施設については、基本的に串小学校、与修小学校、もう一箇所は正野地区っていう基本的な考え方があったんですけど、この場所に防護施設を建てる意味とありますか、なぜここにそれが必要なのちょっと分かりにくいんですが、説明をお願いします。

○危機管理監 (谷村栄樹) 議長

○議長 (小泉和也) 危機管理監

○危機管理監（谷村栄樹） 放射線防護施設、串と正野と与俣があるんですけども、正野地区で場所を探していたんですけども、防護施設が建つような適地が中々見つからないというのは、いわゆる土砂災害の危険区域とかいうものが正野地区に多かったものですから、正野地区の住民が避難できるようにということで、串地区のこの場所に施設を整備しようということでございます。以上です。

○議長（小泉和也） 山本議員

○議員（山本吉昭） 果たして、この施設がここに、基本的な考え方としては、原子力発電所より西の地域については、放射線の防護施設を整備しましょうと国の考え方があったと思うんですけども、それはいわゆる三崎よりか西側西部地区にいう考え方なんでしょうけども、基本的な考え方からすれば、三崎より西だけ整備するという考え方がいいのか、それとも全体的にそういうふう考えるのであれば、もっと違う場所でもいいのではないのかなという考え方もあるんですけども、そして適切な地域、土地があるかないか私もちょっと分かりにくいんですけども、果たしてそこに串地区に2箇所つくるっていう計画だと思うんですよ。ちょっとこうおかしいんじゃないかなという考え方を持つんですけども、そこら辺りの整合性とか、ちょっと首を捻るんですけども、いかがでしょう。

○議長（小泉和也） 危機管理監

○危機管理監（谷村栄樹） まず、施設の全町的な整備ということで、串地区、三崎地区、西部地区だけではなくて、これまで各診療所、高齢者施設、それから三崎高校、それから町民会館っていったところで整備してきておりますので、三崎地区だけでということではございません。それから、場所なんですけども、やはり国の方としても、土砂災害の危険区域としては、津波のハザードはどこかというところには中々補助金が下りないと、・・・というところでこの土地を選んだということになります。以上です。

○議長（小泉和也） 危機管理監、2箇所、串地区2箇所という理由。

○危機管理監（谷村栄樹） はい。

○議長（小泉和也） 危機管理監

○危機管理監（谷村栄樹） 串地区に確かに2箇所整備することになるんですけども、串地区確かに、串地区の人でも避難しても構わないし、正野地区の人でも構わないということで、地元と協議の上、この場所に決定したということになります。以上です。

○議長（小泉和也） 危機管理監、理由になってない。地元と協議して2箇所になったということ。串地区と、そうじゃなくて他のところでなぜできんかったかというのは土地がないとか地滑りしたとかいうのがあってそこにしかできませんでしたという説明。

○危機管理監（谷村栄樹） すいません。正野地区やはり土砂災害警戒危険区域というところが多くてですね、中々平地にそういったところがないと、適地がないというところで、この土地を選んだということになります。以上です。

○議長（小泉和也） 他にございませんか。（「なし」の発言あり）

10 款 教育費

1 項 教育総務費（15 頁） 質疑ありませんか。

2 項 小学校費（16 頁） 質疑ありませんか。

3 項 中学校費（16 頁） 質疑ありませんか。

4 項 社会教育費（16 頁～17 頁） 質疑ありませんか。

○議員（山本吉昭） 議長

○議長（小泉和也） 山本議員

○議員（山本吉昭） 委託料の博物館建設の業務委託の件なんですけども、先般の全協である程度の説明は受けたんですけれども、基本的に概算予算といいますか、だいたいこのぐらいの金額でという説明がなかったと思うんですが、そこら辺りをどういうふうに捉えているのかちょっとお聞きしたいんですよ。

○教育委員会事務局長（阿部茂之） 議長

○議長（小泉和也） 教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長（阿部茂之） 失礼します。山本議員のご質問は、おそらく工事費の概算予算だと思われませんが、これから業者を決定して、詳細な設計に入っていくということで、具体的な金額が定まっておりますが、以前基本構想もない段階で、ある程度目安としていたのが6億円ということで、以前議会の方にも数字が出たこともあるかと思うんですが、今回その工事を可能な限り圧縮する方針で、設計に入ってまいりたいと思います。合わせて博物館の今回の設計の中には、博物館の建設及び駐車場隣接の今現在物産コーナーがあるかと思うんですが、だんだんと言われるコーナーですが、そちらの活用方法、新たな活用方法等を盛り込みながら、設計を行っております。合わせての金額として、以前計画に上がった6億を圧縮できるような工事費で現在検討中でございます。以上です。

○議長（小泉和也） 山本議員

○議員（山本吉昭） 説明の中では、今ある農業公園の販売のスペースをいわゆるリニューアルをして、やりましょと、そして課長の説明であれば、下のだんだんについても新たにどういうふうなカタチがいいのか別として、それも計画の中に入れましょという話の中で、私以前も話たんですけども、あそこは非常に今の駐車場から上までのいわゆる階段の部分が非常にネックになるとということで、エレベーターがいいのか。進入路がいいのか。それはまたいろんな考え方もありましょけど、何とかそこらも考えてもらえないかなということで、実際にそのいろいろなことを考えていく中で、やはり進入路が一番ベストかなと自分自身は思うんですよ、車が入っているいろんな観光に来る方もそうなんです、利便性からすれば、進入路が一番いいのかなと思うんですけども、そこらの捉え方っていうのは、どのように考えておるのか。ちょっとお伺いをいたします。

○教育委員会事務局長（阿部茂之） 議長

○議長（小泉和也） 教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長(阿部茂之) 進入路への考え方でございますが、先日まで説明いたしました。伊方町地域博物館基本計画の中で、その点につきましても謳っております。申し訳ございません。直ぐページが開けないんですけども、すみません。先日、お示ししました。計画の22頁の方に、駐車場部分から建物に上がる導入部分、高低差6mについて上がりやすさの工夫、車イスへの配慮等のバリアフリー化というものを大きなテーマに盛り込んでおります。今回の設計に関しましては、この計画を基に行ってまいりますので、山本議員、ご懸念の部分につきましては、しっかりと検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長(小泉和也) 他にありませんか。(「なし」の発言あり)

5項 保健体育費(17頁) 質疑ありませんか。

大変申し訳ございません。私のミスで3款民生費2項児童福祉費、1頁とんでおりました。改めて、2項児童福祉費、10頁質疑ありませんか。(「なし」の発言あり)

歳出全般について、質疑ありませんか。(「なし」の発言あり)

次いで、歳入に入ります。7頁をお開きください。

15款 国庫支出金

2項 国庫補助金(7頁) 質疑ありませんか。

16款 県支出金

2項 県補助金(7頁) 質疑ありませんか。

3項 委託金(8頁) 質疑ありませんか。

17款

1項 財産運用収入(8頁) 質疑ありませんか。

18款 寄附金

1項 寄附金(8頁) 質疑ありませんか。

19款 繰入金

2項 基金繰入金(8頁) 質疑ありませんか。

22款 町債

1項 町債(8頁) 質疑ありませんか。

歳入全般について、質疑ありませんか。(「なし」の発言あり)

次いで、表紙に帰って、「地方債の補正 第2条 第2表」第2表は、4頁にあります。質疑ありませんか。(「なし」の発言あり)

この補正予算全般について、質疑ありませんか。(「なし」の発言あり) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。(「なし」の発言あり) 討論なしと認めます。これより、議案第57号を採決いたします。お諮りいたします。本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。(「なし」の発言あり) 異議なしと認めます。

よって、議案第57号「令和3年度伊方町一般会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり可決されました。

## 散会宣告

○議長（小泉和也） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これにて、散会するものではありますが、今期定例会の会期中日程を念のためお伝えしておきます。22日から24日は、休会。25日は、午前10時から本会議を再開いたします。

以上、お伝えし、本日の会議はこれをもちまして散会いたします。

お疲れ様でした。

（閉会時間 13時52分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員